

# 1 農産物加工品を作ってみませんか

市内には食品加工ができる農産物加工施設があります。農畜産物などを使って、自宅などで消費する味噌やめんつゆなどの製造に利用できます。加工品の材料調達や加工作業は利用者で行う必要がありますが、機械の使い方などは指導員が指導します。ただし、販売目的や個人での利用はできません。



農産物加工施設での加工の様子

利用者へ聞きました！  
**清武ふるさと農産物加工センター**

この日は8人のグループが、蒸しパンやだししょうゆの製造に取り組みました！



おもと会(木花)の皆さん  
今朝は8時半から集まって作りました。おいしくできたので、子どもたちやご近所に配ります！

## 取り扱いに注意が必要な機械も指導員付きで安心！

清武ふるさと農産物加工センターには、穀物類や野菜類、かんきつ類などの加工機器が設置してあります。利用者は地元の婦人会などはもちろん、高岡町や田野町からもさまざまなグループが訪れています。加工品は味噌やめんつゆのほか、トマトソースや、夏場のアイスクリームが人気です。機械が高温になる湯せんや、圧力釜など、取り扱いに注意が必要なものは、指導員が補助しています。



10人前後のグループがよく利用されていますよ

もろいわ はつゆき 諸岩 初行 指導員

### 市内の農産物加工施設



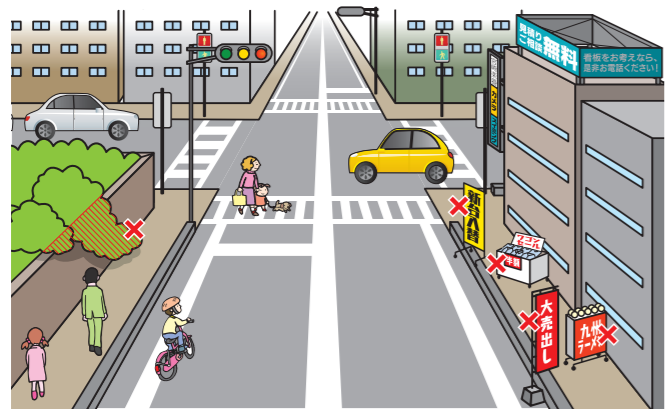
- 清武ふるさと農産物加工センター**  
☎84-2350  
住所/清武町西新町9-15  
利用時間/8時30分～17時 (土曜日は正午まで)
- 農村女性の家**  
☎82-5002  
住所/高岡町飯田181-4  
利用時間/8時30分～17時
- 那珂地区農業構造改善センター**  
☎74-3232  
住所/佐土原町東上那珂14503  
利用時間/9時～17時
- ふるさと農産物加工センター**  
☎41-0605  
住所/大字瓜生野3909-39  
利用時間/8時30分～17時 (土曜日は正午まで)

※利用するには事前予約が必要です。利用料金や休館日など詳しくは、各施設にお問い合わせください。

〔問〕 農業振興課 ☎21-11781、FAX 21-11786

# 2 道路は安全に正しく利用しましょう

8月は道路ふれあい月間です。道路に看板やのぼり旗などを置くと、通行の妨げになり危険です。道路には物を置かず、はみ出さないようにしましょう。また、敷地内から道路へはみ出した樹木や生垣は、通行の妨げになる上、歩行者や通行車両の事故を引き起こす原因になります。このような事故が起こった場合、樹木などの所有者は賠償責任を問われることがあります。木の伐採や剪定は適切に行ってください。



**通報の方法**  
「道路穴ぼこ110番」(☎21-1802、FAX21-1575)まで。総合支所管内の穴ぼこについては総合支所建設課で受け付けています。

1	路面	道路の陥没、穴ぼこ、路肩崩壊など通行の支障となっている箇所
2	側溝、ふたなど	ためます 側溝、溜り、ふたなどの損傷・変形、または隙間が広がって危険な箇所
3	防護柵	ガードレール、歩道柵などの破損や倒壊で通行に支障を来している箇所
4	カーブミラー	支柱が倒れたり、傾いたり、鏡面が破損または方向がずれて反射鏡としての機能を果たさないもの
5	道路照明灯	支柱が倒れたり、傾いたり、電灯が切れているもの(防犯灯を除く)
6	案内標識	支柱が倒れたり、傾いたり、表示板が破損または薄れて見にくいもの
7	街路樹	道路に倒れたり、枝が折れたりしているために通行の支障となっているもの

## 道路の穴ぼこを見つけたら通報を！

道路の穴ぼこは、車両の事故や歩行者のけがにつながる恐れがあります。見つけた場合は、道路維持課または総合支所建設課まで連絡をしてください。



このような陥没や、穴のあいている箇所は危険です。

# 3 美しい景観を守りましょう

通勤や通学、散歩などの途中で、違法な掲示物を見つけたことはありませんか？ 道路上の電柱や街路灯、街路樹などに掲示された張り紙や張り札、立て看板などは、屋外広告物条例違反です。景観に配慮したきれいなまちづくりに、協力をお願いします。



立て看板 張り札 張り紙

〔問〕 景観課 ☎21-11817 FAX 21-11816